

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請のあった年月日

令和2年3月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハートランドひまわり

3 代表者の氏名

湊 屋 和 子

4 主たる事務所の所在地

秋田県大館市

5 定款に記載された目的

この法人は、精神に障害を持つ人々に対して、福祉の増進を図る活動、および精神障害への理解の啓発などに関する事業を行い、精神に障害を持つ人々が、地域で自立して生活できる社会の実現を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

(1) 第27条（議決）

(2) 第28条（表決権等）